

5 巡目の法科大学院認証評価の概要

1. 5 巡目の法科大学院認証評価の改定方針

法科大学院の教育活動等の質保証について重点的な評価を実施すること、基準のなかで特に重視される基準を「重点評価項目」とすること、評価基準本体は概括的で簡素なものとする等、5 巡目においても 4 巡目の基本的な方針については継続しつつ、より適切な認証評価を行うための改定を行った。

2. 法科大学院評価基準要綱の主な改定点

※「新基準」と表記するもの以外は、4 巡目での現行の評価基準のことを示すものである。

II 評価基準

○ 基準の再配置

基準 2－3「法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること」については、5 巡目の評価基準では、領域 1 の基準 1－2 へ再配置することとした。

- ・基準 2－3 は、司法試験合格状況等の結果及び修了生の動向を基礎として分析するものであるが、領域 2（法科大学院の教育活動等の質保証）においては、自己点検・評価の体制及びそれを踏まえた改善・向上のための取組等教育活動の質保証に関する基準から構成されることが望ましいことから、司法試験合格状況、修了生の進路等の法科大学院における人材養成の状況は、法科大学院の現況を示すものであるため、領域 1「法科大学院の教育活動等の現況等」の基準 1－2 として再配置することにした。また、司法試験合格率等の現況に対する課題の認識とそれに対する対応状況を含めた各法科大学院の自己点検・評価の実施状況等については、新基準 2－3（教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること）において分析することとし、引き続き重点評価項目とされるものと整理した。そのため、司法試験合格率が低く、この点に関する課題の認識及び対応状況が適切でない場合には、引き続き、重点評価項目としての新基準 2－3 を満たさないものと判断されるものである。

○（各基準における）基準の判断の記載について

各基準における基準の判断については、「自己評価実施要項」の内容と重複することからそちらに記載することと見直し、「評価基準要綱」からは削除することとした。

○ 各領域の主な改定点

領域 1 法科大学院の教育活動等の現況

- ・基準 2－3 を新基準 1－2 として再配置することとしたこと【新基準 1－2】
- ・上述の対応に伴い、基準の順番を一つずつ繰り下げることとしたこと【新基準 1－3～新基準 1－4】
- ・新基準 1－3 について、令和 4 年度大学設置基準改正により、教育研究実施組織等にかかる第 7 条第 3 項において、「専属の教員又は事務職員等」として、教員と事務職員等の関係や組織の機能が一体的に規定されたことを踏まえ、「教職員等」と表現の一部の改定を行ったこと【新基準 1－3】

領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証

- ・ 基準 2－3 を基準 1－2 として再配置することに伴い、基準 2－4 から基準 2－6 については、基準の順番を一つずつ繰り上げること【新基準 2－3～2－5】

Ⅲ 評価の実施体制及び方法等（現行Ⅲ 評価の組織及び方法等）

2 評価の実施体制（現行 2 評価の実施組織）

評価組織については「評価実施手引書」に記載することと見直し、評価基準要綱では、評価の実施体制について記載することとした。

3 評価の方法等

その他、表現等の所要の改定を行った。

3. その他

- 5 巡目実施分の「自己評価実施要項」、「評価実施手引書」、「訪問調査実施要項」、「重要事項変更届・対応状況報告書作成要領」及び「法科大学院認証評価に関する Q & A」は、令和 7 年度中に大学改革支援・学位授与機構ウェブサイトに掲載予定

以上